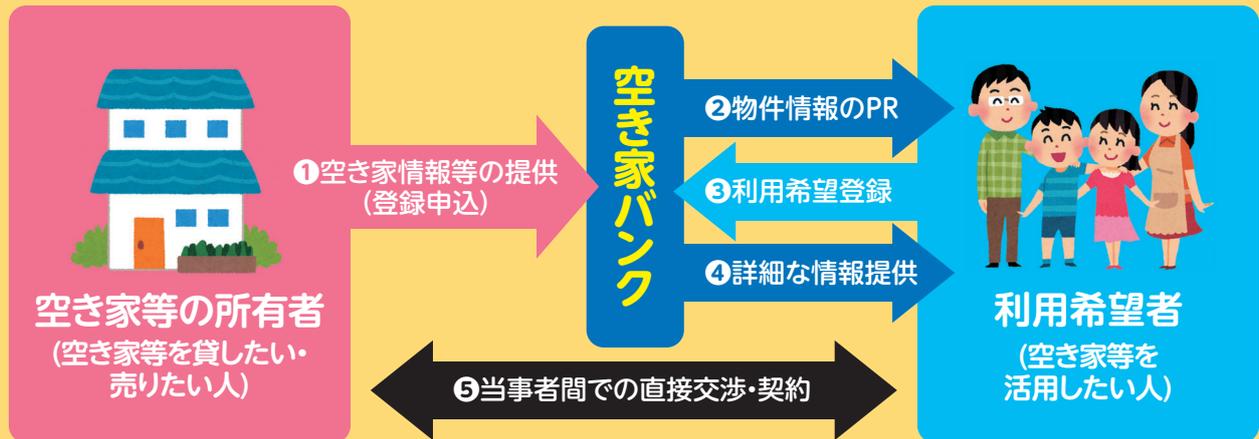


空き家・空き地・空き店舗を売りたい、貸したい場合は「空き家バンク制度」をご利用ください！

町内の空き家、空き地、空き店舗を町の「空き家バンク」に登録すると、利活用を希望する方への紹介や、町ホームページでの情報公開をすることができます。

空き家等を借りたい、買いたい方は年々増加しています。これまでに空き家バンク制度への物件の登録は154件あり、そのうち98件が売買・賃貸の成約に至っています。使っていない空き家等を所有していて、有効活用したい、手放したいとお考えの際は空き家バンク制度をご活用ください。



空き家バンク登録・成約の実績について

年度	登録件数	成約件数
平成30年度以前	122件	61件
令和元年度	16件	13件
令和2年度	8件	15件
令和3年度	8件	9件



物件の成約例について

近年で成約に至った空き家・空き地の例を紹介します。

空き家の例①

- ・築20年
- ・売買希望価格 480万円
- ・平成9年から空き家
- ・宅地面積 約107坪
- ・建築面積 約39坪

空き家の例②

- ・築40年
- ・売買希望価格 100万円
- ・令和元年から空き家
- ・宅地面積 約76坪
- ・建築面積 約46坪
- ・家財道具等の撤去は購入者が実施

空き家の例③

- ・築30年
- ・売買希望価格 50万円
- ・平成26年から空き家
- ・宅地面積 約84坪
- ・建築面積 約35坪

空き家の例④

- ・築20年
- ・売買希望価格 800万円
- ・平成17年から空き家
- ・宅地面積 約262坪
- ・建築面積 約43坪

空き地の例①

- ・雑種地 ・面積 約231坪
- ・売買希望価格 100万円

空き地の例②

- ・宅地 ・面積 約162坪
- ・売買希望価格 300万円

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

障害福祉サービスの利用について

Part1

障害福祉サービスとは

障がいのある方への支援を定めた法律「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスの総称です。具体的には、介護が必要であると認定された方のニーズに応じてサービスを提供する「**介護給付**」と自立した社会生活を営むために必要な生活能力や仕事のスキルなどを身に付ける訓練を提供する「**訓練等給付**」のことを指します。

同じ障がいであっても、必要とする支援は人それぞれ異なります。このため障害福祉サービスは障がいのある方のそれぞれの事情や障がいの程度などを考慮したうえで、個別に支給のあり方が決定されます。利用者は、障害福祉サービスの中から必要な支援を組み合わせることで利用できる仕組みになっています。

障害福祉サービスの利用を希望する場合について

障害福祉サービスを利用したい、相談したい場合は町福祉保健課または相談支援事業所(広報美郷8月号14ページをご覧ください)にご相談いただき、町に対して支給申請をしてください。町は申請のあった障がいのある方の障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案、介護を行う方の状況、置かれている環境などを勘案して、支給が必要かどうかを決定します。

日常生活に困難をきたすことがあっても、どこに相談をしたらいいのかわからないこともあり、必要な支援やサービスを受けられずに困っていることがあります。お近くでお困りの方がいましたらご紹介いただくとともに、ご本人・ご家族以外の方からのご相談も受けしますのでお気軽にお問い合わせください。

障害福祉サービスを利用できる対象者について

障害福祉サービスは、障害者総合支援法が定義する「障がい者」を対象としています。具体的には下記の方で、障害者手帳を持つ方に限定されるのではなく、支援を必要とする度合いにより利用の対象となるか否かが決まります。

- ・身体に障がいのある方(身体障害者手帳の交付を受けている方)
- ・知的障がいのある方(主として療育手帳の交付を受けている方)
- ・精神に障がいのある方(発達障がい者を含む)

※下記のいずれかの書類により確認します。

- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(年金証書等)
- ③精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ④自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)
- ⑤医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障がい者であることを確認できる内容であること) など

・難病等対象者

なお、18歳未満の「障がい児」と認定された児童も、児童福祉法に基づき一部サービスを利用することができます。

65歳以上で介護や支援を必要とする方は、介護保険制度による医療や福祉のサービス対象となります。介護保険制度と障害福祉サービスの両方が対象となる場合は、原則として介護保険制度が優先されますが、サービスの種類によっては障害福祉サービスを利用できる場合もあります(介護保険制度にはなく、障害福祉サービスには存在するサービスを必要とする場合)。

次回は障害福祉サービスの種類について紹介します



申・問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907